

職業安定分科会(第 199 回)	資料3-2
令和5年 11 月 21 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要（「デフレ完全脱却のための総合経 済対策」関係）

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を受けて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく各種助成金について、制度の新設や見直し等を行うもの。対象となるのは以下の助成金であり、改正の概要は別紙のとおり。（職業安定分科会関係は下線関係）

1. 産業雇用安定助成金
2. 両立支援等助成金
3. キャリアアップ助成金

2. 根拠条項

- 雇用保険法第62条第1項及び第2項

3. 施行期日等

- 公布日：令和5年12月上旬（予定）
- 施行期日：公布日（2. については令和6年1月1日）

1. 産業雇用安定助成金

産業連携人材確保等支援コース（仮称）の新設

- 人材確保に向けた産業政策との連携を図るため、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う事業の生産性向上に資する取組等を、人材の確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受入れを支援する産業連携人材確保等支援コース（仮称）を新設するとともに、これに伴う所要の規定の整備を行う。（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「雇保則」という。）第 102 条の 3 の 2（新設）等）

【具体的な内容】

○対象事業主

- ① 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であって、当該事業主が行う事業の生産性向上に資する取組等を行う事業主のうち厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める要件に該当する事業主が当該生産性向上に資する取組等を行うために必要な人材のうち職業安定局長の定める人材を職業安定局長が定める期間内に雇い入れた事業主であること。
- ② 当該人材を雇い入れた日の前日から起算して 6 か月前の日から都道府県労働局長に対する産業連携人材確保等支援コース（仮称）の支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。
- ③ ①の雇入れに係る事業所に雇用されていた者であって基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者（雇用保険法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者をいう。）として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。
- ④ 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて①の雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。
- ⑤ ①の雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

○対象労働者

- ① 生産性向上に資する取組等に係る業務に就く者であって、対象事業主の経営基盤の強化に資する者であること。
- ② 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一の労働者として雇用された者であること。
- ③ 専門的な知識等を有する年収 350 万円以上の者であること。

○支給額

中小企業事業主	中小企業事業主以外
250 万円／人	180 万円／人

※一の事業主につき、5人までの支給に限る。

※職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額とする。

事業再構築支援コースの廃止

- 本コースは、当分の間支給することとしているが、現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移しており、緩やかに持ち直していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症等に伴う経済上の理由により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が新たな事業への進出等の事業再構築を行うために必要な人材を令和7年3月31日までに雇い入れた場合の助成に限ることとする。(雇保則附則第15条の4の5)

【現行制度の概要】

新型コロナウイルス感染症等に伴う経済上の理由により、事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であって、新たな事業への進出等の事業再構築を行う事業主のうち職業安定局長が定める要件に該当する事業主が新たな事業への進出等の事業再構築を行うために必要な人材のうち職業安定局長が定める人材を職業安定局長が定める期間内に雇入れた場合、当該事業主に対して当該人材に係る賃金の一部を助成する。

○現行制度の支給額

中小企業事業主	中小企業事業主以外
280 万円／人	200 万円／人